

住民税均等割非課税世帯等の皆さんへ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金を支給します

国では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、臨時特別給付金を支給します。なお、受給には手続きが必要となります。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)等で避難されている方も受給できる場合がありますので、ご相談ください。

【問い合わせ】福祉総務課臨時特別給付金(住民税非課税世帯)担当(☎219-8580)※詳細は、村公式ホームページ(右QRコードよりアクセス可)をご覧ください。



支給対象

次の①または②に該当する世帯

- ①**住民税非課税世帯**(基準日(令和3年12月10日)において、東海村に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯)
- ②**家計急変世帯**(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯)※詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

申請方法等

- ①**住民税非課税世帯**…2月1日(火)以降に、対象となる世帯へ、給付内容や確認事項が記載された確認書を送付します。内容を確認の上、返信用封筒で福祉総務課へ提出してください。※**世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合は、申請が必要です。**この場合、確認書は送付されませんのでご注意ください。役場総合案内(役場行政棟1階)備え付けまたは、村公式ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、添付資料とともに、郵送またはお越しの上、福祉総務課(役場行政棟1階 〒319-1192 東海3-7-1)へ提出してください。▽**郵送の場合は**…4月30日(土)(当日消印有効)まで▽**お越しの場合は**…4月28日(木)まで
- ②**家計急変世帯**…申請が必要となります。申請書に必要事項を記入し、添付資料とともに、9月30日(金)(当日消印有効)までに、郵送またはお越しの上、福祉総務課へ提出してください。

給付額

10万円/世帯



＼ 2月1日(火)から受付開始 ／

**住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!**

自宅や職場などに村や国の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。